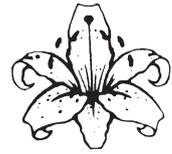


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和 8 年 2 月 10 日 (火曜日)

定期 第 687 号

毎週火曜日及び金曜日発行

目 次	ページ
○告示	
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境農政・環境課)	131
○公告	
県営土地改良事業計画の変更 (湘南地域県政総合センター)	131
開発行為に関する工事の完了 (平塚土木事務所)	132
開発行為に関する工事の完了 (厚木土木事務所)	132
油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業制限 (海区漁業調整委員会)	132
宝石サンゴの採捕禁止 (海区漁業調整委員会)	133

○入札公告	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (総務・総務室)	133
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (福祉子どもみらい・総務室)	135
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・保土ヶ谷支援学校)	137
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・小田原支援学校)	139
特定調達契約に係る一般競争入札の実施 (教委・伊勢原支援学校)	141
落札者等の公告 (総務・総務室)	142

告 示

神奈川県告示第63号

土壤汚染対策法 (平成14年法律第53号) 第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を次のとおり指定する。

令和 8 年 2 月 10 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 形質変更時要届出区域

鎌倉市大町五丁目2,066番1、2,066番3、2,066番4、2,066番5、2,066番8、2,066番9、2,069番1、2,069番5、2,073番5、2,075番、2,075番2、2,075番3、2,075番4及び2,075番5の各一部 (次の図に示す部分に限る。)

2 土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部環境課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課において一般の縦覧に供する。)

公 告

土地改良法第88条第1項の規定により、県営農村地域防災減災事業 (大城地区) の土地改良事業計画を変更しました。

発行 横浜市 中区 日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜 (〇四五) 二一〇一一一一

なお、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 2 月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 8 年 2 月16日から同年 3 月17日まで
- 3 縦覧の場所
平塚市役所及び伊勢原市役所

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月10日

神奈川県平塚土木事務所長 池 田 六 大

開発区域に含まれる地域の名称	高座郡寒川町一之宮 3 -2, 159の 1 ほか6 筆
開発区域の面積	685. 10平方メートル
開発許可を受けた者の住所	高座郡寒川町宮山 1 の 1
開発許可を受けた者の氏名	K' s c o m p a n y株式会社 代表取締役 小島 健太郎
開発許可年月日及び許可番号	令和 7 年 8 月 7 日 神奈川県指令平土第610024号

都市計画法第36条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和 8 年 2 月10日

神奈川県厚木土木事務所長 森 尻 雅 樹

開発区域に含まれる地域の名称	海老名市柏ヶ谷 2 -1, 054の 1 ほか 7 筆の各一部及び 2 -1, 058の 1 ほか 1 筆
開発区域の面積	1, 757. 88平方メートル
開発許可を受けた者の住所	横浜市西区北幸 2 - 9 の14
開発許可を受けた者の氏名	相鉄不動産株式会社 代表取締役 平野 雅之
開発許可年月日及び許可番号 (変更許可)	令和 7 年 5 月23日 神奈川県指令厚土東第610014号 (令和 7 年 6 月30日 神奈川県指令厚土東第610027号) (令和 7 年12月 2 日 神奈川県指令厚土東第610077号)

神奈川県海区漁業調整委員会指示第 3 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、神奈川県地先海面における油いか及び油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業について、次のとおり指示する。

令和 8 年 2 月10日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 操業の制限

神奈川県地先海面における操業を禁止する。

2 指示の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和11年 3 月31日まで

神奈川海区漁業調整委員会指示第 4 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第 1 項の規定に基づき、神奈川県地先海面における宝石サンゴの採捕を禁止する。ただし、神奈川海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和 8 年 2 月10日

神奈川海区漁業調整委員会

会長 櫻 本 和 美

1 宝石サンゴの種類等

採捕を禁止する宝石サンゴは、アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸とする。

2 指示の有効期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和11年 2 月28日まで

入 札 公 告**特定調達契約に係る入札公告**

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 8 年 2 月10日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 件名

WEBDBツール運用等業務委託及びグループウェア機能利用設定等業務委託

(2) 履行期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

(3) 履行場所

神奈川県総務局デジタル戦略本部室

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者で、同条第 2 項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。

(2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「情報処理業務委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。

(3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。

(4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。